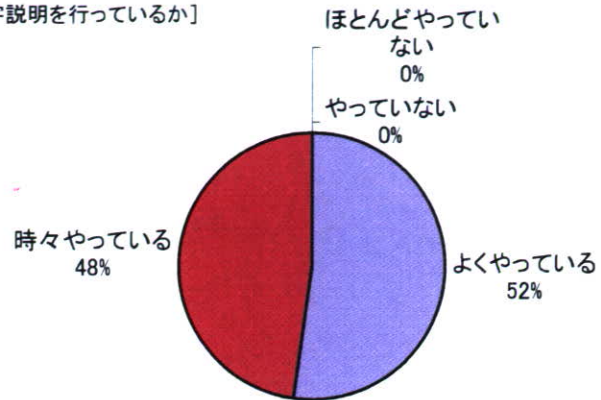
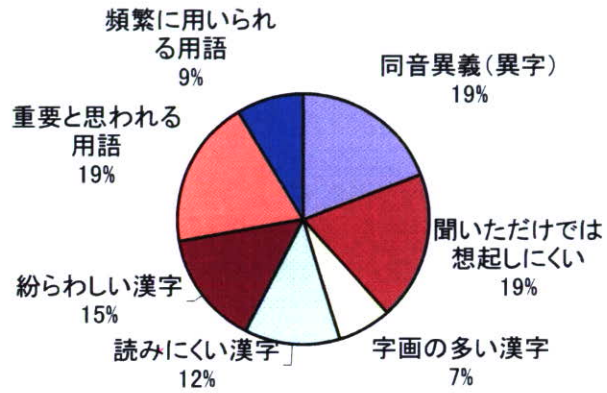


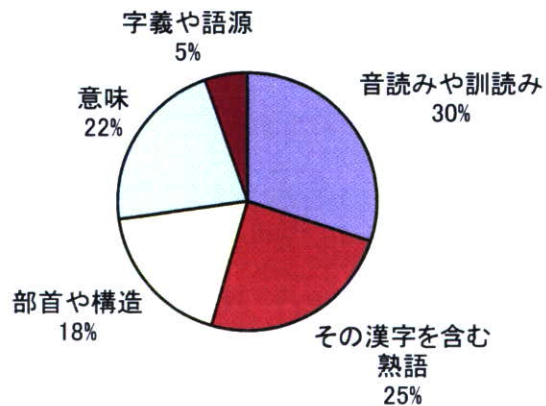
問1 [授業の中で漢字説明を行っているか]



問2 [どんな場合に行っているか]



問3 [どのような説明を行っているか]。複数選択可



理療教育における同音異穴の漢字説明

国立身体障害者リハビリテーションセンター理療教育部

飯塚 尚人

1 はじめに

昨年度、「理療教育における感じの説明に関する調査」を実施、当センター理療教育課程入所者が、経絡経穴概論などの授業で、同音異議や聞いただけでは想起しにくい感じの説明を必要としていることがわかった。さらに、説明の方法として、熟語や音訓読みの説明とともに、部首や構造での説明の必要性が高いことがわかった。特に、デゾーなどの音訳理療教育での漢字の重要性を考えると、意味・意義の理解のためにも可能であれば漢字が正しく想起できることが望ましい。

そこで、先行調査を参考に、経絡経穴概論での同音意義の経穴（以下「同音異穴」）を対象にした漢字の説明モデルを考案したので、報告する。

2 漢字の説明の方法

視覚障害者向けに、現在行なわれている漢字説明の概略を紹介する。

(1) 1音訳上での説明

ア 音読みや訓読みで説明する。

例えば「きゅうまひの、きゅうは、たま」

イ その漢字を含む熟語で説明する。

例えば、「りりょうの、りは、ぶつりのり、りょうは、ちりょうの、りょう」

ウ 意味を中心に説明する。

例えば、「がんかの、かは、くぼみのいみの、か」

エ 部首や構造で説明する。

例えば、「てんいの、いは、のぎへんに、おおい」

オ 聞き取りにくい、紛らわしい音の場合の説明

例えば、「ししつのはしはぼうのし、ひしつのは、ひは、ひふのは、ひ」。電話電報や航空管制等の現場では、フォネティックコード、として統一され、「シは、シンブンのシ」、「ヒは、ヒコウキのヒ」と区別される。また、点字の表記を利用して、「しは、1・2・5・6の し」、「ひは、1・2・3・6の ひ」と説明できる。

(2) 詳細読み

音訳上での方法に加え、携帯電話やパソコンでの文字処理に使用されるスクリーンリーダーの詳細読みという方法がある。これは、資格障害者が音声のみによって漢字を使用する場合に、それぞれの漢字に付けられた説明で、前述の音訳上での説明を利用したものである。例えば「高」という漢字は「こうていの こう、たかい」と読まれる。

(3) 教科書での説明

授業で用いられている盲学校理療科用教科書では、「衝門・章門（しょうもん）」という二つの経穴が、「しょうとつしょうに、かど」と、「ぶんしょうの、しょうに、かど」と説明されている。

3 漢字説明に関する先行調査・研究

(1) 「スクリーンリーダーの詳細読みによる漢字想起実験—成人を対象とした場合—」(電子情報通信学会論文誌 D-I, Vol. J89-D-I, No. 3. March 2006)

視覚障害者向けの漢字説明について、特殊教育研究所の渡辺哲也氏らにより、詳細読みを対象にした説明表現についての調査結果が示されている。詳細読みの説明を聞いて、正しく漢字が書けるかどうかを調査し、正しく書けなかった要因を検討したところ、説明に用いる単語の親密度が低いと、同音異字の熟語を想起したり、別の単語に聞き違えたりしていることがわかった。例えば、容をヨウボウノヨウと説明し、要望の要と間違えたり、コウフンノコウ・オコルの説明に怒と誤ったり、「シュチョウノチョウ」（張）を同音の漢字（『脹』など4種類）と誤って聞き取ったりした事例が報告されている。また、「マネク、ショウ」（招）より「ショウタイスル」や「ショウタイジョウ」のように用例や熟語を用いた表現の方が正答率が高く、音読みに比べて訓読みが想起しにくい場合が少なくなかった。

なお、親密度とは、その単語がどの程度「なじみ」があると感じられるかの主観的測定値で、NTT データベースシリーズ「日本語の語彙特性」第1巻の単語親密度データベースに、新明解国語辞典第4版の見出し語約7万語に対する親密度評定値が示されている。

(2) 「スクリーンリーダー使用者のための単漢字詳細説明読みガイドライン」

藤沼輝好： 統合システム研究所

論文には以下のような記載がある。

「説明読みで視覚障害者が漢字を理解するためには使用者自身が漢字に関するある程度の

意味や音訓読みを知っていなければならない、また、難しく使用例が分かりにくい文字に関しては文字の構造で説明しなければならない場合もあり、視覚障害者教育現場との連携も必要となってくる、とある。

4 部首や構造での説明に向けての調査

以上の先行調査結果を参考に、できるだけ多くの人に正しく漢字を想起するために次のような条件が必要と考えた。

- ・ 説明には同音意義の漢字を用いない。
- ・ 音訓読みよりは、熟語を用いた説明や部首・構造の説明をする。
- ・ 熟語や部首・構造の説明には、できるだけ想起しやすい親密度の高い漢字を用いる。

(1) 部首や構造での漢字説明に向けての調査

前述の結果をふまえ、同音異穴の漢字の説明に用いる部首が正しく想起できるかどうかを調べるために部首名の読み上げテストを実施した。

ア 音訳ボランティアに対する調査概要

(ア) 対象

リハセンター朗読ボランティア 18名

(イ) 調査月日

平成18年 6月16日

(ウ) 調査方法

調査の趣旨と回答手順を口頭で説明した後に、問題番号(1から20)に続けて、同音異穴の漢字説明に必要な部首名を女性音訳ボランティアが読み上げたものを録音し、音声刺激とした。各質問の間隔を10秒とし、その間に回答することとした。

イ 利用者を対象とした調査

(ア) 調査対象

当センター理療教育課程利用者18名、このうち使用者は5名

(イ) 調査月日

平成18年7月18日～7月21日

(ウ) 調査方法

音訳ボランティアに対する調査と同じ問題で実施し、回答はすべて筆記具を用い、使用者についてはA5用紙に一つの回答とした。

ウ 調査結果概要

部首名についても、親密度があるかのように、正解率に差がみられた。特に正解率の低かったものを、部首名、利用者人数（このうちの使用者人数）・音訳ボランティア人数の順に示す。

「さんづくり」0名・0名、「れっか」4(0)名・7名、「おおがい」5(1)名・7名、「ふるとり」6(1)名・8名、「まだれ」8名・8名。

以上のように、必ずしも部首名を漢字説明に利用できるわけではないことがわかった。これらの部首名は親密度が低い部首名として、漢字説明には利用できないものと考えられる。その代わりに、前述の結果を参考に、親密度の高い漢字の部首の利用が可能とかがえられる。例えば、「膠」を「にくつきに、つくりの、ぶぶんは、うえから、はね、そのしたに、しんだんの、しんの、つくりのぶぶん」と説明できる。

このように、想起しやすい漢字を用いて、同音異穴を対象に、部首や構造による説明（以下「説明案」）案を作成した。

5 既存の漢字説明と説明案との読み上げてストでの比較

同音異穴に用いられる漢字を対象に、既存の教科書や詳細読みの漢字説明と説明案の、読み上げテストを、利用者と音訳ボランティアを対象に行なった。

(1) 調査概要

対象者、音声刺激、調査・回答方法は前述の部首や構造での漢字説明に向けての調査と同様で、調査日は音訳ボランティアは平成18年6月16日、利用者は8月29日～9月1日に実施した。なお、質問の間隔は15秒とした。

(2) 結果

調査結果の一部を報告する。

「顴」では、既存の「ほおぼね、かんこつのかん」という説明での正解者が利用者・ボランティア共に0に対して、説明案の「へんのぶぶんは、うえから、くさかんむり、そのしたに、くちをよこにふたつならべ、そのしたに、すすむというじのつくり。つくりのぶぶんは、ページ」では、それぞれ16(4)名・17名であった。「・」では、既存の「ほねへんに、にかわの、つくり」という説明では、利用者は8(1)名、ボランティア10名であったのに対して、説明案の「ほねへんに、つくりのぶぶんは、うえから、はね、そのしたにしんさつの、しんの、つくり」では、共に全員正解であった。

6 おわりに

部首や構造の説明が利用者には効果的であること、またその際の実験には必ずしも部首名を用いては正しく想起できないので、場合によっては想起しやすい漢字のへん・つくり・かんむりなどを用いて説明できることが示唆された。今後、部首を正しく想起できるように、部首ごとの感じの親密度を調べる試みも必要かと思う。

同音異穴に用いる漢字の説明に関する書き取りテストの正解者数
 利用者18名（このうち墨字が使用できない者5名）、音訳ボランティア18名の正解者数

漢字	既存の説明	利用者 正解者数	ボランティア 正解者数
	説明案		
箕	みの、たけかんむりに、だいめいしのそれ	7 (2)	10
	たけかんむりのしたに、がっきまつ、きの、へん	18	18
懸	かける、いっしょうけんめいのけん	7 (1)	9
	とどうふけんの、けんのみぎに、ぎんがけいの、けい、 そのしたに ころ	17 (4)	18
釐	おさめるの、いみの、り	0	0
	ほうかごのほうの、へんを、みらいの、みにかえ、そのしたに れきしの、れきの、なかを、さとにかえる。	15 (4)	17
顴	ほおぼね、かんこつのかん	0	0
	へんのぶぶんは、うえから、くさかんむり、そのしたに、くちをよ こにふたつならべ、そのしたに、すすむというじのつくり	16 (4)	17
髯	ほねへんに、にかわの、つくり	10 (1)	11
	ほねへんに、つくりのぶぶんは、うえから、はね、そのしたにしん さつ、しんの、つくり	18	18
照	てる、しょうめいの、しょう	15 (2)	16
	しょうわの、しょうのしたに、-てんを よつ	18	18
扶	ふようかぞくのふ	12 (2)	15
	てへんに、おつと	18	18
衝	つく、しょうとつ、しょう	11 (2)	12
	ぎんこうの、こうのあいだに、おもい、たいじゅうの、じゅう	18	18
穀	から、こくもつ、こく	8 (0)	9
	やくしょの、やくの、へんのぶぶんを、うえから、ぶしの、し、 そのしたに、かたかなの、わ、そのしたに、のぎへん	16 (4)	17
容	ないようの、よう	16 (4)	18
	うかんむりのしたに、たに	18	18
綱	つな	12 (2)	13
	いとへんに、おかやまの、おか	17 (4)	18

同音異穴の漢字説明に必要な部首名の書き取りテストの正解者数

対象は、利用者18名（このうちデイジーなどの音声機器の「使用者」は5名）、音訳ボランティア18名。利用者のうちの（ ）内の数は使用者の正解者数

	部首名	利用者	ボランティア		部首名	利用者	ボランティア
1	いとへん	18	18	11	しんにゆう	18	18
2	うかんむり	18	18	12	てへん	18	18
3	おおがい	5 (1)	7	13	にくづき	18	18
4	きへん	18	18	14	のぎへん	18	18
5	ぎょうにんべん	18	18	15	ふるとり	6 (1)	9
6	くさかんむり	18	18	16	ほねへん	18	18
7	こざとへん	15 (3)	17	17	まだれ	8 (2)	8
8	さんずい	18	18	18	もんがまえ	18	18
9	さんづくり	0	0	19	るまた	9 (2)	11
10	しめすへん	14 (3)	16	20	れっか	4 (0)	7

1. 障害者関連施策の概要

社会サービス法

スウェーデンの福祉の基本法は、社会サービス法 (Socialtjänstlag (1980:620)) である。社会サービス法は、保育、高齢者・障害者福祉、生活保護、麻薬・アルコール中毒などの福祉に関する法律を統合して 1980 年に制定され、1982 年に施行された。社会サービス法は、細かい規定を持たないフレーム法の性格を持ち、障害者の日常生活、社会参加、ニーズに適した住宅等を基本的に保障している。

機能障害者を対象とする援助及びサービスに関する法律

社会サービス法制定後のスウェーデンでは、長らく障害者のみを対象とする特別立法は行われてこなかった。しかし、1991 年に、障害者政策に関する 1989 年委員会 (1989 års handikapputredning) から、知的障害者や重度障害者の自立した生活や社会参加の遅れ並びに社会サービス法による権利保障の不十分さが指摘され、障害者の権利を守るためには特別立法も辞さないとの見解が表明された。これを受けて、1993 年に機能障害者を対象とする援助及びサービスに関する法律 (Lag (1993:387) om stöd och service till vissa funktionshindrade) が制定され、翌年施行された。機能障害者を対象とする援助及びサービスに関する法律は、社会サービス法を補完し、重度障害者のニーズや権利が社会サービス法だけでは十分に保障されない場合にそれを保障するものである。このような特別法を制定しても、一般法の中に障害者関係の規定を盛り込みながら成熟させるという路線は変わっていない。

この法律は、第 1 条で機能障害者を次のように定義している。

1. 知的障害、自閉症、又は自閉的症状にある者。
2. 成人に達した後、身体疾患又は外傷に起因する相当程度の恒久的な知的障害になった者。
3. 上記以外の身体的又は精神的機能の障害が継続する者のうち、当該の機能障害が重く、日常生活に相当程度の困難をもたらし、結果として援助及びサービスを必要とする者。ただし、通常の高齢化による機能障害は除く。

「結果として援助及びサービスを必要とする者」という表現があること、この法律で視覚障害などの個々の障害について定義していないことから、この法律では、医学的な意味での障害だけでなく、社会的な意味で障害に着目していることが分かる。知的障害者が定義の中心となっているのは、この法律が知的障害者福祉法を母体とするためである。従来からの対象である知的障害者を基本に対象の拡大を図り、自立を目指す身体障害者まで含め、「機能障害者」としている。このような障害観は後述する録音図書の利用者の層が広いことにも影響していると思われる。

2. 図書館関連施策の概要

図書館法

図書館法 (Bibliotekslag(1996:1596)) では、すべての地方自治体に図書館設置を義務付け (第2条、第4条)、貸出しの無料原則 (第3条) を規定した。第8条では、公共図書館と学校図書館は、障害者、移民、その他のマイノリティのニーズに応じた特定の形式やスウェーデン語以外の言語の文献を提供することを義務付けている。

著作権法

文芸作品に関する著作権法 (Lag (1960:729) om upphovsrätt till litterära och konstnärliga verk) は、第17条で機能障害者のための複製について規定している。

第17条は、法律成立時の1960年は「盲人とその他の重度身体障害者」となっていて、1961年に制定された著作権法の適用規定の7条、8条により、「視覚障害者と重度身体障害者とは、本が読めないほど視力が弱い人々、手や腕に機能障害があるために一般に市販されている本が読めない人々である」とされた。その後、条文は「書かれた作品を読むことができない障害者」に変わった。現在は、「その作品を受け取る必要がある機能障害者」となっている。

基本条文は、「すべての人は、公表された文芸的出版物及び音楽的作品及び美術的作品をその作品を受け取る必要がある機能障害者のために、音声録音を通して複製してもよい。同様にその複製をこれらの人々に頒布してもよい」となっており、図書館や政府機関は、複製や譲渡のほかに著者の権利を保障する範囲において保存も許されている。また、「その作品を受け取る必要のあるろう者や聴覚障害者に音声ラジオやテレビや映画を送信するための作品を複製し、それらを頒布し、譲渡する」というように、聴覚障害に関連する事項も加わった。聴覚障害者についての記述が加わったが、条文から「視覚障害者」という言葉が消えたというのが大きな特徴である。

録音図書の利用者層の拡大 (1970年代～)

1970年代から、録音図書を借りる権利があるとされてきたのは、1. 視覚障害者、2. 行動障害者、3. 失語症者、4. 知的障害者、5. 精神障害者、6. ディスレクシア、7. 難聴者 (聴覚器官のトレーニングのため)、8. 長期療養者、9. 回復期患者、であり、スウェーデンの総人口の約4%と算出されている。これらの人々が録音図書を借りるために障害者であるという医学的な証明を取る必要がない点が米国のシステムと異なる点である。

簡便なカセットプレイヤーの普及により視覚障害者以外のグループから録音図書の利用を求められ、1973年春～1976年1月：に学校教育庁による録音図書の貸出対象枠を拡大するための調査が行われた。調査費は、学校教育庁と文化委員会から出され、失語症者、ディスレクシア、知的障害者、行動障害者、回復期患者、長期療養者、精神障害者が参加した。レーン図書館 (3館)、コミュニケーション図書館 (1館)、病院図書館 (2館) が協力し、ゆっくり朗読された録音図書を利用した。調査の結果、録音図書は、読むことへの関心を高めること、障害者と周囲の社会とのコンタクトを密接にするためのメディアとして非常に有効であることが明らかになった。

1977年から調査結果に関して、国とスウェーデン作家協会が合意する形で録音図書の利

用者の拡大が行われた。

なお、スウェーデンで製作されている録音図書には4つのタイプがあり、当時から多様な利用に対応できる素地があった。

- ・視覚障害者向け：標準の速度で感情を入れずに読む。
- ・認知・知的障害者向け：感情を込めて、ゆっくり、はっきり読む。
- ・読みの訓練のための図書：標準、ゆっくり、特にゆっくり、の3種類のスピードで読む。
- ・絵は見えるが本文は読めない人向け：印刷された図書と一緒に利用する録音図書

公貸権制度

公貸権とは、国や地方公共団体が基金を作り、図書館での図書の利用に対して著者に補償金を支払う制度である。図書館で図書を購入したときにカウントする方法と図書の貸出をカウントする方法がある。

スウェーデンでは1955年からこの制度ができ、一般図書については、国が公共図書館・学校図書館での貸し出し数に比例してスウェーデン著作権協会に補償金を払い、協会が配分を決定するという形態がとられている。

録音図書の製作には著者の許諾は必要ない。製作者は、年に一度スウェーデン作家協会に録音した図書、コピー数、録音時間を知らせる。この数字をもとにして、作家協会は、この目的のために利用できる「図書館の補償金」(bibliotekersättning)を配分する。

1. 著作権法が「その作品を受け取る必要がある機能障害者」に録音図書の利用を認めていること、2. 図書館における図書の貸出しに応じて著者に補償金を支払う公貸権制度があり、録音図書の製作に対しても補償金が支払われていることはスウェーデンの著作権制度における大きな特徴である。

著作権と読書権のバランスを取る方法は2種類あると考えられるが、録音方法や再生機器を特殊なものにするというシステムを採ってきた米国とは異なり、スウェーデンは誰もが利用できる形態で製作した録音図書を、調査を行うことによって、著作権者の合意を得ながら視覚障害者や重度身体障害以外のニーズを持つ利用者也利用できるようにしてきた。

3. 図書館サービス提供体制 ～スウェーデンモデル (Den svenska modellen) ～

スウェーデンの視覚障害者等に対する図書館サービスは、3つのレベルの図書館の協力によって行われている。特に録音図書の提供体制は、スウェーデンモデル (Den svenska modellen) と呼ばれている。3つのレベルとは、スウェーデン国立録音点字図書館 (Tal- och Punktskriftsbiblioteket : TPB)、19館のレーン図書館、289館のコミューン中央図書館とその分館である。

地域の利用者への直接貸出しはコミューン図書館、レーン内のコミューン図書館への貸出しはレーン図書館、録音図書の製作、網羅的収集、公共図書館への協力貸出しはTPBが行っている。このような3レベルの図書館の役割分担と相互協力により、録音図書業務も一般の公共図書館が元から持っていた分館、ブックモバイル、配本所などのサービス網を利用して行われている。公共図書館が元から持っていたシステムにTPBの録音図書サービスが加わったのである。

このモデルは、次の段階を経ることによって、TPBと公共図書館の間で完全に録音図書

の業務の役割分担ができるようになって完成したものである。

1. TPB と公共図書館の協力の開始（1960 年代）
2. 公共図書館の録音図書の貸出しが全体の 70%を占める（1980 年代）
3. 録音図書の個人貸出しは、基本的に利用者の近隣の公共図書館が行う（1986 年～）

スウェーデンモデルの実現により、専門技術を必要とするサービスを TPB が行い、一般利用者へのサービスと同じサービスを公共図書館が行うようになった。また、録音図書の利用者は、地元の公共図書館での利用が可能になり、録音図書サービスだけでなく、公共図書館の一般的なサービスも受けられるようになった。スウェーデンでは、録音図書・点字図書・大活字図書は郵送無料であるが、多くの利用者は直接地域の図書館を利用する方を好む傾向がある。

4. スウェーデン国立録音点字図書館

TPB は、ストックホルムにある国立の録音点字図書館である。TPB の前身は、盲人点字協会が 1892 年に点字図書の製作・貸出しを目的として設立した視覚障害者図書館である。1980 年から文化省及び教育省管轄の録音点字図書館となり、現在に至っている。視覚障害者図書館は、慈善事業団体から視覚障害者団体に引き継がれ、最後には国の機関の録音点字図書館へと変わってきた。その過程で、扱う資料は、点字図書のみから徐々にアナログの録音図書、E テキスト図書 (e-text book) 及び DAISY 図書へ拡大し、それに伴い、利用者也点字使用者のみから視覚障害者、重度身体障害者、読書に障害のある人へと拡大してきている。

TPB は、視覚障害者等の読書に障害のある人に地域の図書館と共同で文献を提供することを目的とし、1. 録音図書業務、2. 点字図書業務、3. 学生用教材業務、4. 研究開発業務、を行っている。これらの業務は、製作部門、貸出し部門、教材部門の三つの主要部門と情報・研究開発活動を行う管理・情報部門の 4 部門で行われている。

TPB は、上記の体制で次のような業務を行っている。

- ・地域の図書館を通じた録音図書の提供
- ・国内の録音図書製作点数の増加への貢献
- ・点字図書の貸出しと販売
- ・盲聾者への点訳サービス
- ・読書に障害のある大学生用の教材の整備
(約 2000 人の大学生の利用者の約 7 割が視覚障害者以外)
- ・点字図書・録音図書に関する助言・情報提供
- ・機器の開発・新技術の導入
- ・情報検索データベース Handikat による書誌情報の提供

TPB が目標としているのは次の 3 点である。

1. 高い提供率を維持するために、情報のための読書 (information reading) と趣味の読書 (pleasure reading) の両方に対応できるような適切な蔵書を構築すること。
2. 新しい読者を開拓すること。
3. 録音図書が多くの障害者にとって有効な読書法であるということに留意し、普及に努めること。

情報のための読書と趣味の読書の両方に対応できるように努めることはTPBの大きな特徴である。学生用教材部門が存在するのはこのためである。

録音図書の製作・収集は、年間に出版された一般図書のうちの25%を目標として行われている。現在のタイトル数に換算すると約3000タイトルである。25%を目標にするのは、1974年の学校教育庁とTPBの前身であるスウェーデン盲人協会による図書館の調査から、一般の読者に好まれ、技術的に録音可能な図書がスウェーデンの出版物全体の約25%であることが明らかになったためである。

TPBは、タイトル数の増加を追求し、網羅的に録音図書を収集しているため、貸出し回数の少ない専門的な録音図書、特に、学生や研究者向けの録音図書も所蔵している。また、少数民族や移民などスウェーデン語を母語としない住民が多い国柄を反映して、スウェーデン語以外の録音図書が多い特徴がある。所蔵している録音図書の言語は50種類ほどにもなる。

2006年5月現在、DAISY録音図書を36,600タイトル、アナログの録音図書を46,000タイトル所蔵し、毎年約3,000タイトルを製作している。点字図書は、2004年現在12,000タイトルを所蔵し、毎年約400タイトルを製作している。

5. TPBのDAISY普及の取り組み

TPBは、DAISYが世界標準となる以前の1988年からデジタル録音図書の研究開発を開始しており、DAISYの世界標準化においても、初期からのDAISYコンソーシアムの会員として重要な役割を果たしてきた。DAISY録音図書のコレクションの構築も進んでおり、2006年5月現在、約36,600タイトルを所蔵している。この多くがアナログ録音図書から作り変えたものである。TPBでの新規録音図書製作は2001年からはすべてDAISYフォーマットで行われている。

DAISY録音図書の製作・提供は、従来のアナログ録音図書のシステムに乗っかる形となっている。利用者は、地元の公共図書館からDAISY録音図書を借りることができ、公共図書館はTPB等の製作機関にリクエストを出してDAISY図書の蔵書を構築することができる。DAISYの再生機器（VictorとPlextalk）もTPBから公共図書館に貸し出されている。

TPBは、近年二つの大きなキャンペーンを行ってきた。一つが1996年8月から1998年12月まで行われたディスレクシアを理解するためのキャンペーン（The Swedish Dyslexia Campaign）である。このキャンペーンを行った結果、子供、教師、ディスレクシアの大人などが新たに公共図書館で録音図書を利用するようになった。公共図書館職員も録音図書の利用者は視覚障害者だけではないことを理解するようになった。TPBにはディスレクシアの子供の両親や教師の問い合わせが増えた。録音図書のイメージは、「視覚障害者や高齢者のための本」から、「若者から高齢者までの様々な読書に障害のある利用者のための多様な本」に拡大した。

もう一つのキャンペーンが2001年から2004年までのDAISYキャンペーン（DAISY Campaign）である。このキャンペーンの目的は、DAISY録音図書への移行を促進すること、地方自治体や政府機関は、録音図書の利用者が読むことのできる新しい録音図書を作成するために、デジタル録音図書の再生機器やコンピュータを購入することに従事する必要があるということ強調することである。

プロジェクトとして、TPB と 2 館のレーン図書館で試験的に行っているのが、録音図書の代替配信システムである。従来のように物流に頼るのではなく、TPB がブロードバンド配信した録音図書をレーン図書館が必要なタイトル分ダウンロードして、CD-R に焼いて提供するという方法である。同様のシステムを大学生の利用者や大学図書館に対しても行う計画がある。“streaming talking books”と題して、ダウンロードせずに直接インターネットから聴くという形の録音図書のテストも行っている。

TPB は、視覚障害者だけでなく、あらゆる読書に障害のある人への利用に対応するために、スピードや読み方の異なる様々な種類の録音図書を製作してきた。DAISY システムも視覚障害者のための録音図書から近年は他の読書に障害のある人の利用も配慮した方向でバージョンアップを図っている。DAISY の開発の方向性と TPB のサービスの方向性が相乗効果を生み、より良い録音図書サービスが展開されていくことが期待できる。

利用者層を拡大させていくシステムを採用したのはスウェーデンの特徴であるが、デジタル環境もまた、利用者層を拡大させていく可能性を持っている。しかし、利用者を拡大していくシステムは、著作権者を巻き込むことによって初めて実現するものであるため、実際は各国の事情により、利用を障害者に限定したシステムが選択されることが多い。デジタル環境との相互作用を生みやすいシステムを採るスウェーデンモデルはこの点でも注目に値する。

6. 公共図書館のサービス

スウェーデンの公共図書館のサービスの例として、イエーテボリ（Göteborg）の公共図書館のサービスについて述べる。イエーテボリには 2005 年 8 月 10 日から 8 月 12 日の間、国際図書館連盟（International Federation of Library Associations and Institutions : IFLA）の盲人図書館セクション（Libraries for the Blind Section : LBS）と特別なニーズを持つ利用者へのサービスセクション（Section of Libraries Serving Disadvantaged Persons : LSDP）の合同サテライトミーティング「アクセシブルな図書館」（Accessible Libraries）に出席するために訪れた。

イエーテボリは、西イエータランド（Västra Götaland）に属する人口 60 万人ほどのスウェーデン第 2 の都市である。首都のストックホルムからは 400km ほど離れている、スウェーデンの重要な港町で、18 世紀から貿易と海運業で発展してきた。ボルボの本社があることでも有名である。チュルンは、スウェーデンの西海岸、イエーテボリの北にある島で、人口は 15,000 人ほどである。

イエーテボリが IFLA のサテライトミーティングの地に選ばれた理由は、西イエータランドで、障害者の図書館利用を推進するために Open Media/Open Learning というプロジェクトが進んでいることによるものである。

サテライト会議のプログラムは、以下の通りである。

- | |
|---|
| <p>1日目 (8月10日)</p> <ul style="list-style-type: none">・ Accessible Cultural Institutions in Sweden and Norway・ Accessible Libraries in Västra Götaland <p>2日目 (8月11日)</p> <ul style="list-style-type: none">・ IFLA Guidelines・ DAISY・ Copyright and Licensing・ Accessible OPAC's and Net Services・ Concluding Speech <p>3日目 (8月12日：図書館見学 (複数の図書館から希望館を選択))</p> <ul style="list-style-type: none">・ イェーテボリ公共図書館 (Göteborg Public Library)・ チュルン公共図書館 (Tjörn Public Library) |
|---|

サテライト会議では、図書館は民主シーの基本であることが強調された。

日本では、障害者サービスは障害者サービスの担当がするものであるという考え方が依然根強いが、スウェーデンでは、「障害があってもなくても、大人も子どもも利用できて当たり前」という考え方が根底にあるためか、成人サービス、児童サービスの各担当者が障害者サービスを視野に入れている。

誰もが利用できる事をベースに、その上にきめ細やかなサービスがある。障害のある人には Open Media/Open Learning があり、障害児には Apple Library (一般の児童サービスのスペースの中にある。)、学齢別に配慮した児童サービスが行われ、様々な種類の資料が用意されている。

ちょうど、イェーテボリ公共図書館の展示コーナーでは、障害者自らが自らの障害について語る展示が行われていた。ヘッドセットをつけると本人の声を聞くことができ、パネルにはその内容を文字にしていた。障害者の姿をそのまま見せようとする展示であった。

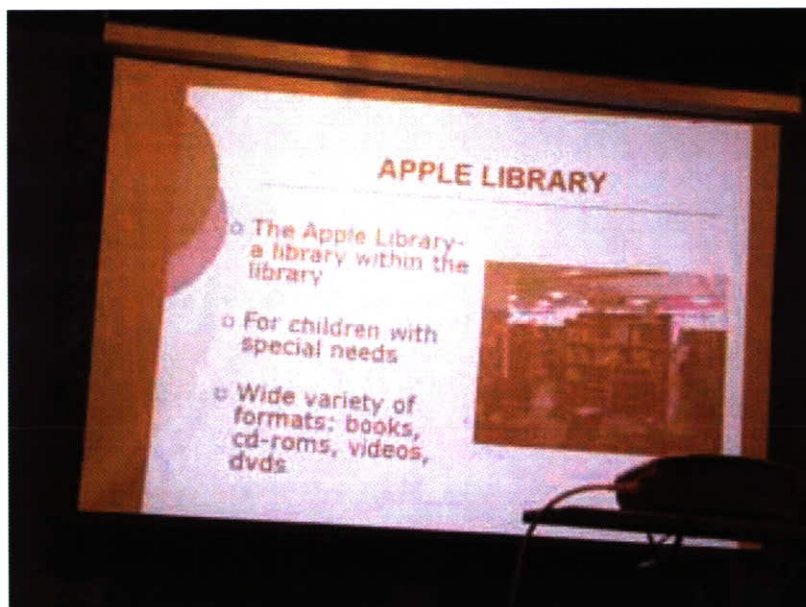
スウェーデンモデルを支えているのは、障害のある人が地元の図書館を利用できるようにするための、各公共図書館の取り組みである。

写真

1 : Open Media/Open Learning のコンセプト



2 : Apple Library のコンセプト



3 : イェーテボリ公共図書館の録音図書コーナー



4 : イェーテボリ公共図書館の Apple Library スペース (1)



5 : イェーテボリ公共図書館の Apple Library スペース (2)



6 : チュルン公共図書館の Open Media/Open Learning スペース



7 : イェーテボリ公共図書館の障害者自らが自らの障害について語る展示



参考文献

1) 北克一, 深谷順子, 村上泰子, 河村宏. デジタル環境下における視覚障害者等図書館サービスの海外動向. 国立国会図書館関西館事業部図書館協力課編. 精華, 国立国会図書館関西館事業部図書館協力課, 2003.8, 53p.

available from <http://current.ndl.go.jp/report/n01>, (accessed 2008-03-06)

2) International Federation of Library Associations and Institutions. **ACCESSIBLE LIBRARIES : Satellite meeting August 10-12 2005, Gothenburg, Sweden.** (online), available from <http://regionbibliotek.vgregion.se/ifla/index.asp>, (accessed 2007-01-25)

*現在、当ページはウェブサイト上で確認することができない。

3) Talbks- och Punktskriftsbiblioteket. **TPB : Talbks- och Punktskriftsbiblioteket.** (online), available from <http://www.tpb.se/english/>, (accessed 2008-03-06)

*サイトでは、製作数等さらに新しい数値を確認できるが、文中では発表会当時のままとした。